

2020年4月3日

宅麺にご参加頂いておりますラーメン店の皆様へ

いつもお世話になっております。

弊社では今週から新型コロナウイルスの影響の為、インターネットでの販売についてご相談を頂く機会が非常に多くなってきました。

弊社としても出来る限り多くの店舗様の商品を販売し、少しでも売上に寄与したいと考えておりますが、宅麺で販売できるラーメンの総数には上限があることや、少数のスタッフにて運営をしていることもあり、なかなか頂いたご要望に対して全てにお応えすることが難しい状況となっております。

そんな中でも、少しでも皆様のお役に立てればと、ラーメン店を運営している皆さまに関係がありそうな助成金や制度融資について調べ、簡単にではございますがまとめてみましたので、ご存知の内容も多いこととは思いましたが、ご参考までにお知らせさせて頂くことに致しました。

なお、助成金等について利用したことが無い立場で、調べられる範囲で調べて、簡易にまとめた内容になりますので、ご利用を検討される方は各金融機関や担当する行政窓口までお問い合わせください。

記

1) 資金繰りをなんとかしたい (お金を借りたい)

通常でも様々な制度融資がありますが、コロナの対応として政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が新設されました。1ヶ月間の売上が昨年と比較して5%以上減少していれば、利用可能です。

一般的な飲食店の多くは、国民生活事業に分類されますが、国民生活事業のケースでは、最大6000万円までの融資が受けられます。

金利は1.36%で、15%以上の売上の減少がある場合、3000万円以下の借り入れについては、3年間は利子の補給があり金利が-0.9%となります。返済期間は運転資金の場合15年以内で、5年以内の据え置き期間(利子だけを返済すれば良い)の設定が可能です。

詳細は下記サイトにてご確認ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

上記の他、ほぼ同じ内容ですが、商工中金による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。組合への加入が必要ですが、申込時に相談可能とのことです。

詳細は下記サイトにてご確認ください。

<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

2) スタッフの生活が心配

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口貸付等の特例貸付」という制度で、10～20万円を無利子にて借りることが出来ます。単身か2人以上か、小学校等の休業の影響をうけた世帯かどうか、失業したかどうか、などで条件が変わります。金利は無利子で、据置期間が1年間、返済期限は2年以内です。

詳細は下記サイトにてご確認くださいの上、リンク先より各都道府県の福祉協議会にご相談ください。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201001/3.html>

3) 一時的にでも休業を検討したい

「休業した際の雇用調整助成金」という制度の特例措置にて、中小企業において5%以上の売上減少があつて休業した場合、従業員の給与の最大80%（解雇を伴わない場合）が助成されます。**ただし、8,330円/人の上限があります。**また、通常は雇用保険に加入している社員だけが対象となりますが、特例措置により、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める事になっておりますので、労働時間の短いアルバイトの方なども対象となります。

詳細は下記サイトにてご確認くださいの上、リンク先より各都道府県の窓口にご相談ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

4) 支払いが厳しい（ので猶予してほしい）

税金や公共料金については売上が減少して厳しい場合には支払いの猶予があります。家賃については国交省より要請が出ただけですが、家主と交渉をしてみてください。各措置と要請の内容については下記にてご確認ください。

税金

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm?fbclid=IwAR30b8Z0oaDFC7Y3Bjpl3F1Xp7jERaTKvqN4JXp9McmL9WQrxDgWJMcDJ-M

公共料金

https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html?fbclid=IwAR2E0SplFXFhtcLlulwsrCg94L-2cIsMGF2_C4eU77qPghSo0-pVnXPE_sI

家賃（公には要請のみの為、家主と交渉が必要です）

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html?fbclid=IwAR13rjrh3Py6b-EXWvZR4UYVXB1VYb-6_fTseMgx1035GkGzW8AJZN3XzW4

5) この機会に将来に向けて出来ることがあればやりたい
飲食業界でも例えば経理担当者をテレワーク出来るようにするなど、テレワークの体制を整える為の出費や IT 関連の投資には補助金の活用が可能です。
申請が受理された場合、例えば、10 万円未満のパソコンなどは購入金額の 50%（東京都は 100%）が対象となります。上限は 100 万円（東京都は 250 万円）となります。

詳細は下記にてご確認の上、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10027.html

テレワーク相談センターに電話にてお問い合わせください

0120-91-6479 03-5577-4724 03-5577-4734

以上

飲食店を経営されている皆様には、非常に厳しい状況だと思います。上記の助成金や融資だけでは全く十分では無いと思いますが、使えるものは使っておいた方が良いと思い、僭越ながら情報共有させて頂きました。

ただ、いつまでもこの状況が続くわけでは無いと思いますので、出来る限り頭を低くして一緒に頑張っていければと思います。また皆様に関係のありそうな有益な情報がありましたら、お知らせさせていただきます。

引き続き、よろしく願いいたします。